

構造改革特別区域計画

1. 構造改革特別区域計画の作成主体の名称

群馬県利根郡川場村

2. 構造改革特別区域の名称

田園理想郷・川場村果実酒特区

3. 構造改革特別区域の範囲

群馬県利根郡川場村の全域

4. 構造改革特別区域の特性

(1) 川場村の位置

本村は、群馬県の北部武尊山（標高2,158m）南麓に位置し、みなかみ町と片品村、沼田市と接している。本村の総面積は85.29km²のうち、87%を山林が占め、耕地は7%という中山間地である。村内の最高地点は、武尊山の2,158mで、北西部は概ね標高1,000m以上の山地となっている。これらの山地を源に、利根川の支流である薄根川、桜川、溝又川、田沢川など多くの河川が流れ、その合流する南西部には比較的平坦な地形が形成されている。

これらの河川は本村北西部積雪（最大積雪1～1.5m）の雪解け水を運び、肥沃な平坦部、土壌と気温の日較差もあることから、県内で最も美味な「献上米 雪ほたか」の産地として知られている。

(2) 川場村の人口（平成22年4月1日 住民基本台帳）

総人口	3,649人（男 1,757人 女 1,892人）
世帯数	1,079世帯

(3) 川場村の総面積

85.29km²

(4) 自然・農業・観光

本村は、群馬県で最も美味な川場産米コシヒカリ「献上米 雪ほたか」の産地として知られているが、果樹栽培も盛んである。特に、ブルーベリー（生産量 40トン）は、果実が大きくて甘みのある「おおつぶ星」を栽培する観光農園が多数あり、県内一の産地として知られている。また、ぶどう狩りは8月下旬から10月中旬まで楽しむことができる。また、りんごの生産量は800トンにのぼり、9月から11月まで収穫される種々の品種を栽培している。さらに、梅についても34トンが生産され加工品として活用されている。

村内の道の駅「川場田園プラザ」は、好きな道の駅として5年連続関東一を誇っており、ここで販売される村内生産野菜、果物、米、酒、ビールは、多くの来場者から好評を博している。

本村への観光客は年間76万人にのぼり、山菜採り、武尊山登山、溪流釣り、スポーツの合宿、川場スキー場など年間を通じて来村者を迎えている。

さらに、昭和56年から続いている、世田谷区との交流事業（移動教室 小学5年生6,000人/年 や町内会等での利用7万人/年）では、川場の自然を満喫してもらうとともに、農業や林業の体験も行っている。これまでに川場村を訪れた世田谷区民は157万人を越え、住民同士の交流が深められている。さらに、近年は世田谷区からの移住者も増加している。

本村の自然は、春の新緑や雪解け水と水芭蕉、夏の田園風景、秋の紅葉、さらに、冬のスキー場や雪景色など四季折々の素晴らしい姿を見せており、多くの観光客を迎えている。

（5）地域づくり

本村は、都市交流と自然と共生する村、自主自立の村、農業プラス観光の村として地域づくりを行ってきた。本村の自然を生かし、世田谷区民等の都会からの人を迎え、体験型農林業と観光の村として地域づくりを行ってきた。その結果本村は、昭和56年より過疎村として指定を受けたが各種の施策などにより、平成12年に過疎村より脱却することが出来た。

しかし、少子高齢化が進行するなか、村内の森林や農地に手が入らなくなり、森林荒廃や遊休農地化が進んでいる。森林整備や遊休農地の活用は重要な課題である。

このような状況から、森林については「友好の森」や「地域再生計画・後山整備事業」として地権者、世田谷区民、川場村が協働で森林の整備事業を行っている。また、遊休農地については、農業塾やレンタル農園として活用している。

このようにして、都市交流を行うことで村の地域づくりを行い、森林浴や森林セラピー、自然観察、健康維持増進の空間を整備して、観光や健康をキーワードとした地域づくりを行ってきた。

今後は、都会に近い田園や自然を十分に生かし、伝統的な食材ももちろん、地域の特産品を開発することにより本村の魅力アップを図ることで、地域づくりを推進する。

5. 構造改革特別区域計画の意義

本村では、観光・農業・自然を大きな柱として村外からの来村者を迎えている。平成21年度、道の駅「川場田園プラザ」への来場者数は86万人であり、売上は7億円以上ののぼり、近年は毎年ほぼ20%程売り上げを増加させている。ここでは、村内で生産された新鮮な野菜や果物、乳製品、ジャム、ハム、地ビール、地酒、りんごジュースなどを揃え、これを求める方が多い。

村内には3軒の酒造メーカーがある。永井酒造(株)では、「谷川岳」、「水芭蕉」など地域の銘柄を醸造するとともに、発泡性の清酒「水芭蕉ピュア」を世界で初めて製造すること

に成功し、村内ばかりではなく東京、欧米諸国の有名レストランでも採用されている。

村内の観光果樹園では、ブルーベリーやぶどう、りんごが栽培され、収穫してすぐに味わっていただいている。観光果樹園は、7月から11月まで開園し多くの来場者を迎えている。

村内では、年間800トンのリンゴが収穫され、生食用やりんごジュースとして販売されている。これに加え、今まで活用されていなかったりんご（未成熟りんごや商品化に適さないりんご）を原料として、ライト感覚なアルコール飲料の製造方法を、群馬高専、群馬県、村内酒造メーカーの共同研究で開発することができた。

このような状況の中、特区を活用したりんごの果実酒や梅のリキュールを製造することにより、特に、今まで活用されていなかったりんご（40トン）や梅（3トン）の有効活用ができることや、その他地域特産果実を用いた新感覚のアルコール飲料を提供することができるようになる。未利用りんごを用いた果実酒、その他の果実などを用いたりキュール、地ビール、地酒をそろえることで、都市からの来村者への情報発信を増やし、来村者の増加と交流機会の拡大が期待され、酒造メーカーばかりではなく、村内果樹農家、宿泊施設、飲食店などへの波及効果も大きい。さらには、本村の活性化につながると考える。

6. 構造改革特別区域計画の目標

本村は、都心から高速道路や新幹線を利用すると約2時間で来ることができる田園として、自然を多くの方に楽しんでもらってきた。村内には温泉が5箇所あり、古くから「湯あたりのしない湯」として知られている。また、テニスやスキー、登山などのスポーツ、溪流釣り、さらには農業体験、林業体験を行っていただいている。

規制の特例措置を活用した「田園理想郷・川場村果実酒特区」を行うことによって、新しい感覚のアルコール飲料を提供することで、農業プラス観光の村のイメージアップを図り、農業、工業、サービス業を統合した6次産業を創出することで地域の活性化につなげる。

このように、農業を基盤とした新しい産業を起こすことで、村民の雇用創出はもちろん、来村者へのサービスや新食材の提供ができるようになる。このような取り組みを推進することで、「自主自立の村」の基盤を強化することを目標としている。

7. 構造改革特別区域計画の実施が構造改革特別区域に及ぼす経済的社会的効果

本村は、「都市交流と自然と共生する村」づくりのため、積極的に来村者増の施策を行ってきた。世田谷区との交流事業は定着し、道の駅「川場田園プラザ」の来場者数も増加している。本村の人口は減少しているが、多くの来村者の中には本村に移住する方もいる。農業・林業を比較的長い期間体験する方も増加している。スポーツや自然体験を求める方もおり、平成21年度の観光客は76万人であるが、本村の魅力を増すことで更に観光客を増やしていく。

これと並行して、産学官の共同研究成果である「未熟りんごからのアルコール飲料」や、未活用の梅のリキュール製造は、村内で生産された安全な食材からアルコール飲料を製造

することができ、村内酒造メーカー、ホテル、旅館、飲食店への波及効果が期待される。また、これまで使われなかつたりんごや梅を廃棄物ではなく原料として供給できることから、観光農園、果樹農家の収入増につながる。

未熟りんごを使ったアルコール飲料の製造には、「川場田園プラザ」内のビール醸造施設を使うことが可能である。ビールの仕込みとシードルの仕込み時期が異なるため、これまではビールの製造期間に雇用された村民が長期にわたって雇用されることができる。また、りんごを搾汁する施設（リンゴジュース製造所）を活用することで、シードル仕込みの原料液を製造することができるので、搾汁施設の稼働率も上昇する。

このように、これまで行われていなかつたりんごのシードル製造や梅のリキュール製造は、村の産業界への波及効果も大きいと考えている。さらに、来村者へ提供することで、観光客の増加が期待される。

○新規企業

地域の特産果実による特産酒類製造業の企業が期待される。

	現在	平成23年度目標	平成26年度目標
果実酒製造件数	0件	2件	4件

○観光客の増加

地域の魅力が向上することで、観光客の増加が期待できる。

	平成20年度実績	平成23年度目標	平成26年度目標
宿泊者数	54千人	56千人	60千人
日帰り客数	710千人	740千人	800千人

8. 特定事業の名称

709 特産酒類の製造事業

9. 構造改革特別区域において実施し又はその実施を促進しようとする特定事業に関連する事業その他構造改革特別区域計画の実施に関し地方公共団体が必要と認める事業

(1) 都市と農村の交流促進

本村では、昭和56年より東京都世田谷区との縁組協定により長年に渡り都市と農村の交流が行われている。新たな商品開発は、消費者の理解が不可欠であり更なる交流を推進する。また、消費地での物産展開催などにより販路拡大に努める。

(2) 地産地消の推進

本村では、川場ブランドを確立して消費の拡大を図ることを総合計画の重点課題として

いる。地域で生産された農産物をその地域で消費することは、地元の理解と産業振興を促進することとなる。農産物を生産する農家と製品製造する製造業者及び地元消費者との相互理解を深め消費の拡大とブランド化の推進を図る。

(3) インターネットを活用した情報発信

現在の情報発信手段は、インターネットの活用が一番適していると思われる。そのため観光情報、イベント開催情報、農山村での体験メニュー、季節の情報などきめ細かな発信を行い更なる村の情報発信に努める。

※別紙 構造改革特別区域において実施又は実施を促進しようとする特定事業の内容、実施主体及び開始の日並びに特定事業ごとの規制の特例措置の内容

別紙

1 特定事業の名称

709 特産酒類の製造事業

2 当該規制の特例措置を受けようとする者

自己の酒類の製造場において、地域の特産物である農産物（りんご、梅、ブルーベリー、ぶどう）を用いて果実酒及びリキュール（特産酒類）を製造しようとする者

3 当該規制の特例措置の適用の開始日

本構造改革特別区域計画の認定を受けた日

4 特定事業の内容

（1）事業に関与する主体

上記2に記載の者で、酒類製造免許を受けた者

（2）事業が行われる区域

群馬県利根郡川場村の全域

（3）事業の実施期間

上記2に記載の者が、酒類製造免許を受けた日以降

（4）事業により実現される行為や整備される施設

上記2に記載の者が、果実酒及びリキュールの提供を通じて地域の活性化を図るために果実酒及びリキュールを製造する。

5 当該規制の特例措置の内容

当該規制の特例措置により、構造改革特別区域内において、当村が指定する地域の特産物（りんご、梅、ブルーベリー、ぶどう）を原材料とした果実酒及びリキュールを製造しようとする場合には、酒類製造免許に係る最低製造数量基準（6キロリットル）が果実酒にあつては2キロリットルにリキュールにあつては1キロリットルにそれぞれ引き下げられ、より小規模な主体も酒類製造免許を受けることが可能となる。

果実酒及びリキュールの製造により、ファームステイや農業体験を受け入れる農家や民宿のもてなしの幅や、受け入れ対象者の範囲拡大の可能性につながる。また、今まで活用されていなかった未成熟りんごや廃棄されていた梅などの活用により農村地域活性化につながるという観点から、当該特例措置の適用は必要不可欠であると考ええる。

なお、当該特例措置により酒類製造免許を受けた場合、酒税の納税義務者として必要な申告納税や各種記帳義務が発生し、税務当局の検査及び調査の対象とされる。

村は無免許製造を防止するために制度内容の広報に努めるとともに、酒税法規定に違反しないよう、指導及び支援を行う。